

損害保険業界では、損害保険会社が迅速に地震保険金のお支払いをするための体制を整えています。

概要	大規模地震災害	中小規模地震災害
	大規模地震損害処理体制	中小規模地震損害処理体制
損害保険業界としての損害処理体制及びその対応基準	大地震等により甚大な被害が発生した場合 [例] ・地震防災対策強化地域(「大規模地震対策特別措置法」に基づき指定)に想定された規模の地震が発生した場合 ・東京都または政令指定都市における震度が6弱以上の地震によって甚大な被害が発生した場合 など	左記に該当しない場合
損害保険業界として設置する損害処理統轄機関	・日本損害保険協会本部に損害保険業界としての中央対策本部を、また、被災地を管轄する日本損害保険協会の支部に現地の対策本部を設置して、地震保険の適正かつ円滑な損害処理の実施を図ります。	・被災地を管轄する日本損害保険協会の支部に損害保険業界としての対策本部を設置して、地震保険の適正かつ円滑な損害処理の実施を図ります。
損害調査	・損害保険業界として設置する対策本部の統轄の下で、各損害保険会社が自社で引受けた契約について損害調査を行います。 ・全焼地域など損害程度を同じくする物件が集中する地域については、効率よく損害調査を実施するため、必要に応じて全損害保険会社の動員要員からなる共同調査団が損害調査を行います。	
保険金の請求支払手続	・ご契約の損害保険会社にご請求下さい。 ・各損害保険会社ごとに最寄りの支店、営業所に保険金請求・支払に関する窓口を設置します。	
保険相談	・各損害保険会社または 損害保険業界として設置する現地の対策本部および日本損害保険協会そんがいほけん相談室の「保険相談窓口」にお申し出下さい。	・各損害保険会社または損害保険業界として設置する対策本部および日本損害保険協会そんがいほけん相談室の「保険相談窓口」にお申し出下さい。

そんぽADRセンター(損害保険紛争解決サポートセンター) 電話番号0570-022808 PHS・IP電話からは、03-4332-5241  
(社)日本損害保険協会が設置しているもので、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決のための業務等を行っています。

被災されたご契約者の皆様へ

このたびの災害により、被害を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

損害保険会社では、地震保険をご契約されている方で、建物または家財に被害を受けられた方に、地震保険の保険金をお支払いするため、鋭意損害調査を進めています。  
建物や家財に被害を受けられ、事故のご連絡をされていない場合には、至急ご契約の損害保険会社または代理店にお申し出下さい。

社団法人 日本損害保険協会  
外国損害保険協会

# 地震保険についてのご案内 (詳細につきましてはご契約先の損害保険会社にご確認下さい。)

●地震保険制度は、地震災害等による被災者の方々の生活安定に寄与することを目的とした「地震保険に関する法律」に基づいて運営されています。

●地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接・間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の目的(保険をつけた建物・家財)に生じた損害が、全損・半損または一部損となったときに保険金が支払われます。

◆地震保険で補償される損害<sup>(注1)</sup>と支払われる保険金<sup>(注2)</sup>は次のとおりです。(損害認定は、地震保険普通保険約款と損害認定基準に基づいて行われます。)

	損害の程度	補償される損害	支払保険金
建物	全損	地震等により被害を受け、主要構造部 <sup>(注3)</sup> の損害の額が、その建物の時価の50%以上となった場合。 または、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合。	建物の地震保険金額の全額 (ただし、時価が限度)
	半損	地震等により被害を受け、主要構造部 <sup>(注3)</sup> の損害の額が、その建物の時価の20%以上50%未満となった場合。 または、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合。	建物の地震保険金額の50% (ただし、時価の50%が限度)
	一部損	地震等により被害を受け、主要構造部 <sup>(注3)</sup> の損害の額が、その建物の時価の3%以上20%未満となった場合。 または、地震等を直接または間接の原因とするこう水・融雪こう水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合(ただし、当該建物が地震等により全損、半損または一部損に至らないとき)。	建物の地震保険金額の5% (ただし、時価の5%が限度)
家財	全損	地震等により被害を受け、損害の額がその家財の時価の80%以上となった場合。	家財の地震保険金額の全額 (ただし、時価が限度)
	半損	地震等により被害を受け、損害の額がその家財の時価の30%以上80%未満となった場合。	家財の地震保険金額の50% (ただし、時価の50%が限度)
	一部損	地震等により被害を受け、損害の額がその家財の時価の10%以上30%未満となった場合。	家財の地震保険金額の5% (ただし、時価の5%が限度)

## (注1)補償される損害について

- 被害を受けた建物を原状回復するため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用は、主要構造部の損害の額に含めます。
- 建物・家財が地震等により被害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の目的(保険をつけた物)の紛失・盗難の場合には保険金が支払われません。

## (注2)支払保険金について

- 保険期間の開始日が平成7年12月31日以前の保険期間が長期のご契約については、一部補償内容が異なる場合がありますので、ご契約先の損害保険会社にご確認下さい。
- 時価とは、同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。
- 1回の地震等によって損害保険会社全社の支払うべき地震保険金総額が5.5兆円(平成20年4月現在)を超える場合は、保険金は次の算式で計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{支払保険金} = \text{全損・半損または一部損の算出保険金} \times \frac{5.5 \text{兆円}}{\text{支払うべき地震保険金総額}}$$

## (注3)

地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

<木造>	<非木造>
在来軸組工法：軸組(柱)、基礎、屋根、外壁 枠組壁工法：内壁、基礎、屋根、外壁	鉄筋コンクリート造 ●ラーメン構造：柱(柱はり接合部を含む)・はり ●壁式構造：外部耐力壁・外部壁はり ●壁式プレキャスト構造：外部耐力壁・外部壁はり・プレキャスト水平接合部・プレキャスト鉛直接合部 ●中高層壁式ラーメン構造：長辺方向は、柱(柱はり接合部を含む)・はり、短辺方向は、外部耐力壁・外部壁はり 鉄骨造：開口部・外壁

## 地震保険をつけることができるのは…

- 住宅(併用住宅を含みます。)
- 家財(ただし、通貨、有価証券、預貯金証書、自動車、30万円を超える貴金属類等は除きます。)

## 保険証券を紛失したり焼失した場合は…

損害保険会社では、地震等で保険証券を紛失したり焼失した場合でも、ご本人の確認をさせていただいたうえで対応させていただきます。

## 地震保険の保険金額(ご契約金額)は…

地震保険の保険金額は、住まいの火災保険の保険金額(ご契約金額)の30%~50%に相当する額の範囲内で定めていただいています。  
ただし、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。(複数の地震保険をご契約されている場合は、保険金額を合算してこの限度額を適用します。)  
また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとにこの限度額を適用します。